

重い認知症、特養で

厚労省方針 入所制限案に例外

厚生労働省は30日、特別養護老人ホーム(特養)への入所を症状の重い「要介護3」以上に限る改革案に例外をつくる方針を決め、専門部会に示した。認知症で常に介護が必要な人などは入所を認める。給付費の膨張を抑える改革の手が緩む懸念がある。症状が軽い人の介護費用の伸びを75歳以上の人口増加率並みに抑える案も正式に示した。厚労省は、2015年度から特養ホームへの入所要件を厳しくし、要介護3〜5の中重度者に限って新規入所を認めるとした案を、社会保障審議会介護保険部会に提示済み。これに自治体などから慎重な意見が相次いだため、例外を認める方針を決めた。

厚労省が例示したケースは、①認知症高齢者で常時の見守り・介護が必須②家族によるサポートが期待できず、地域の介護や生活支援の供給が十分でない③など。これを軸に指針としてとりまとめる考えだ。

介護保険を利用する認知症高齢者は280万人(10年時点)で、うち約15%の41万人が特養ホームに入所し、特養入所者の8割以上を占める。特養に入れなくなる要介護1〜2では、全体の7割弱が認知症だ。厚労省案の例外にあたるのは、中でもより症状の重い人に絞られる見込み。

細 議 議

2013 10/31